

平成 26 年度第 1 回三重県社会福祉審議会 議事概要

日時：平成 26 年 7 月 29 日（火）13：30～15：30

場所：三重県勤労者福祉会館 6 階研修室

【出席委員（敬称略） 17 名】

渥美秀人、井村正勝、馬岡晋、片山眞洋、木下美佐子、久留原進、
佐藤ゆかり、土森弘和、長友薫輝、中野喜美、濱井初男、平松俊範、
藤井光照、藤田せつ子、南出光章、宮崎つた子、宮本佳宥

【審議事項】

（１）「三重県民生委員定数条例」の制定について

<資料 2 に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

特になし。

<条例制定の方向性について三重県社会福祉審議会として承認>

（２）「三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準を定める条例」の制定について

<資料 3 に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

井村委員長：

「参酌すべき基準」というのは、「各都道府県でだいたい同じくらいのサー
ビス基準を設けたい」という意味か。

事務局（宮川次長）：

国の省令の基準に沿うものが参酌基準であり、特殊な事情等があれば、基
準を強化することも可能である。「参酌すべき基準」の内容を確認したところ、
手続的な事項が多く、県として何か特別な手続きを踏まなければならないこ
とはないということで、「参酌すべき基準」と同じ基準にしたいと考えている。
他県も同じような状況である。

井村委員長：

東南海地震などのケースは想定しているか。

事務局（宮川次長）：

そういった想定も踏まえて、県独自の基準を設けることとしたい。本条例はケアマネージャーの話であるが、ヘルパーや訪問デイサービスの職員についても同じような形で平成 25 年度に対応している。

< 条例制定の方向性について三重県社会福祉審議会として承認 >

(3) 「三重県社会福祉審議会要綱」の改正について

< 資料 4 に基づき事務局から説明 >

< 質問・意見 >

特になし。

< 改正案について三重県社会福祉審議会として承認 >

【報告事項】

(1) 子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けた取組について

< 資料 5 に基づき事務局から説明 >

< 質問・意見 >

馬岡委員：

財源は消費税引上げ増収分を充てるとのことだが、想定される財源はどれくらいか。

事務局（栗原次長）：

資料を持ち合わせていないので、後日調べて報告する。

(2) 障害者優先調達推進法に基づく平成 25 年度調達実績と
平成 26 年度調達方針について

< 資料 6 に基づき事務局から説明 >

< 質問・意見 >

渥美委員：

「社会的就労」について、社会福祉センター（鈴鹿市）の清掃業務を今までは一般企業に委託していたが、入札の結果、現在は社会的就労の「八野ワークセンター」に委託している。定期清掃とワックスがけを委託しているが、非常に丁寧な今までの委託先に技術的にも劣らずやってもらっているので、

この場で披露させていただく。

井村委員長：

このような事例の場合、入札という仕組みになっているのか。

事務局（宮川次長）：

障害者優先調達推進法に基づく優先調達については、金額の制限はあるが、10万円以下であれば随意契約でできる仕組みになっている。渥美委員から紹介いただいた伊勢亀鈴会八野ワークセンターは7月に開設され、正規職員9名のうち8名が障がい者となっている。県としては鈴鹿市とともに運営を支援（ ）しているところである。

障がい者を5人以上雇っている場合に県と市から年間約300万円（5人の場合）を3年間補助する制度

井村委員長：

必ずしも競争入札が全てではないので、随意契約でもしっかりチェックしていけばいいと思う。入札金額が安ければいいということではなく、ある程度の金額であれば納得いくのではないかと思っている。

対等な立場で働くというのはすごくいいことだと思う。仕事をしているうちに、障がいのある方だけでなく、健常者の人たちもだんだんスキルが上がってくるし、とてもいいことだと思う。

調達実績については、あまり実績を気にしない方がいい。実績が急激に上がるということになると、今度はまた急激に下がる恐れもあるので、じっくりと長く続けた方がいい。

土森委員：

20ページ「(8)物品等の情報の公表・活用」に「県においても障害者就労施設等が取り扱う物品等の一覧情報を整理し、公表します。」と記載されているが、公表のタイミングや方法を教えていただきたい。

事務局（森下課長）：

県のホームページで公表している。今回、社会的事業所が2か所加わったので、2か所の社会的事業所が調達できる物品等を、ホームページの中に新たに加えて掲載している。

井村委員長：

ホームページに載せるタイミングは。

事務局（森下課長）：

6月、7月に社会的事業所が設立されたので、それを受けて更新している。追加があれば更新して載せていくということである。

木下委員：

20ページ（7）「社会的事業所からの優先調達」において、多少優先的なことも必要かと思う。

（7）の中で「対等な立場」と記載されているが、障がい者雇用において「公平」だとか「対等」というのはきれいごとである。「障がい者を雇用したいけど、どうしたらいいんだろう」という相談を受けたことが実際にあり、その時に「対等」というのはそもそもないわけで、障がい者に対して、従業員の方々がどのように無理なく援助できるかというところで一步踏み出せない実態もあるようなので、そういった観点でがんばっている企業や人の情報をもっと流していくような形があったらいいと思う。意識を変えるということはそう簡単ではないが、「どう雇用していいかわからない、一步が出ない」ということも正直よく聞くので、援助というか情報というのにも必要かなと思う。

井村委員長：

「意識を変える」ということについて、職場で「ユニバーサルデザイン」ができていくかという視点もあるのだろうか。

木下委員：

例えば、車いすを使用されている方で能力のある方が「働きたい」と面接に行った際に「うちには車いすの人が使えるバリアフリーとかユニバーサルデザイン対応のトイレがないのですみません」と断られた事例があり、意外に自分の中でそれを差別と思わずにいるという問題がある。

井村委員長：

時間はかかるのかもしれないが、その都度改善していけばいい。

事務局（宮川次長）：

社会的事業所については、障がい者の方が最初なかなか就労等になじめないなどの課題があるので、それをサポートする支援員を必ず配置する仕組みにしている。それからハードの問題については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行予定）」の施行に伴い、どのようなハード・ソフトの対応が必要かというのはまだ示されていないが、基準が示されれば国を挙げて全ての行政機関が一体となって進めていかなければならないという情勢になっている。

(3) 平成26年度 健康福祉部の主要事業(抜粋)について

<資料7に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

佐藤委員:

24ページの事業について2点質問したい。

・少子化対策の担当課が4つ挙がっているが、4つの課だけで少子化対策を行うものなのか。少子化対策というのは、例えば親世代の雇用とか賃金保障・福利厚生といったことも重要になってくると思うので、もっと全庁的な取組が必要なのではないかと思う。

・新規事業のライフプラン教育について、この10年間、国・県・市町が及び腰だった性教育との違いは何か。

例えばこの事業で今までずっとお願いしていた「望まない妊娠」や「避妊」だとか、「心の性教育」などをしっかり含んでやっていただけるのか。また、男子生徒も女子生徒も、どちらも対象とするのか。

それから、特別支援学校に通う子どもたちにも、この教育はきっちりと保障されて行っていくものなのか。

事務局(栗原次長):

一つ目の質問について、資料は健康福祉部での関係事業・関係課をまとめた資料になっているが、少子化対策はもちろんどの部局も関わる話であり全庁的に取り組んでいる。

二つ目の質問について、ライフプラン教育はこれまで十分に取組みられていなかった部分がある一方で、性教育は性教育で実施されてきた状況がある。そのあたりをどういうふうにバランスを取りながらやっていくのかというのはまさに事業の課題であり、ご意見も踏まえながら今年度事業としてパンフレットを作ったり、現場で実際に講義等やっていただく中でしっかり対応していきたい。

事務局(中澤課長):

今まで性教育については学習指導要領等に基づいて中学・高校等でも実施されてきたが、ライフプラン教育は、ライフプランについて中学生が自分の成長を振り返り、自分を大切にし相手を大切にするんだという自己肯定感を高めながら、親子、友人、地域とのいろいろな関係のあり方や家族観についても学習し、かつ妊娠についての医学的な正しい知識を勉強してもらうということで今年度立ち上げた事業で、「中学生だと早いんじゃないか」とか、「いや中学生からやらなきゃいけない」というような議論を含めて、三重県医師会に相談し、事業構築を進めているところである。

井村委員長：

「フィンランドのネウボラ」というのはどういったものか？

事務局（栗原次長）：

行政機関の組織の名称である。

井村委員長：

窓口はどういったところにあるのか？

事務局（栗原次長）：

保健センターのようなイメージである。各自治体に、各々が行けるような場所に何か所がある。何百何千という規模だったと思う。

井村委員長：

私は三重県立図書館にも携わったことがあるが、県立図書館では、本を探し読むだけのところではなくて、県民の心配事などいろんな相談事を受け付け、一緒になって勉強しようというようなことをここ数年やっており、ずいぶん変わってきている。その場で解決できるかどうかは分からないが、県立図書館だけでなく市町の図書館もこれからそういうふうになっていくだろうと思っている。県民が訪ねやすい場所の一つとして図書館はいいところじゃないかなと思うので、一緒に相談しながらやっていくといいのではないかな。

事務局（西城局長）：

フィンランドのネウボラも直接の対象となる母親、あるいは母親となる方に接しているところもあれば、もっと広い概念で家族に対してサポートする「家族ネウボラ」と呼ばれるようなところもあると承知している。日本では家族に対するサポート機関が無いのではないかなという問題意識を持っている。図書館を拠点とすることについても検討させていただきたい。

土森委員：

新規事業の「みえの出逢い支援事業」について、私たち三重県労働者福祉協議会も労使でこれについて4年くらい前から取り組んでおり、男性も女性もニーズが高い。ただ、出逢いの機会はそれぞれの職場だけでは少ない。資料にある「市町が実施する出逢い応援事業」について、どれくらいの市町で実施されているのかその状況を教えていただきたいのと、今後この取組について単年度で終わることなくやってほしいと思うが、先行きのことについても考えられることを教えていただきたい。

事務局（藤川課長）：

直接市町で実施するか、市町から商工会に委託等してやっているかの形態は別にして、県内半分以上の市町でいわゆる婚活イベントがされていると把握している。その中で、「専門的なアドバイスをし辛い」とか、アドバイスする側が「結婚のことを分かっているようで分かっていない」というニーズがあるので、県としてはそうした市町や商工会に対していろんなサポートをしていく。

それから、「同じ町内だと見知った人が多いので参加し辛い」という話もあるので、広域的な視点で、ある程度情報を一元化して、どこでどういうことが行われているのかを情報提供するなどの取組を、単年度でということではなくて、ニーズがあるうちは継続して実施していきたいと考えている。

そもそもこういったことを行政が実施する必要があるのかという議論はあるが、一昨年度から実施している県民意識調査において「出逢いの機会が少なく、結婚ができない」という調査結果が出ており、経済的な問題もさることながら、出逢いの機会がないというニーズもあるので、そういう状況もふまえて県としては取り組んでいきたいと考えている。

土森委員：

中には「独身でいたい」という方もいるので、それについてはそれぞれの人生であると思うが、経済環境の問題は別として、少なからず「今結婚したい、出逢いたい」というニーズが高いということを前面に出してもらわないといけない。県民だけでなく、隣接の県も含めてそういった出逢いの場を持つていただくよう、幅広くやっていただきたいと思う。

私も3年4年くらい前からやっているが、アドバイザーというのはものすごく難しい仕事だと思っている。初めての男女が出会ってなかなか話もしないような状況が続くので。アドバイザーについてはどのようなところから派遣するのか心配するところはある。アドバイザーの選定によってこの事業が前に進むかどうか大きく影響するので、ぜひ注目しているので、協力できることがあれば相談に乗っていただきたいと思うのでよろしく願いしたい。

事務局（西城局長）：

別の会議でも、小中学校の校長先生が、「教員の中にもそういった方が多く、自分自身も必要性を感じてそういうことを始めた。」と発言された方がみえた。県がこういうことに取り組むということが、そうした皆さんに対するバックアップにもつながるのではないかと考えている。おせっかいかもかもしれないが希望される方々にはサポートしていこうという雰囲気づくりも、この少子化対策の中でやっていきたいと考えているので、ご理解・ご協力のほどよろしく願いしたい。

平松委員：

私は「みえ次世代育成応援ネットワーク」という会の中で、子育て支援を企業や各地域のボランティア団体と一緒にやってきている。

その中で子育て支援策の事業として行われた「ファザーリング全国フォーラム in みえ」というのがあり、私も二日目に参加したが、非常にたくさんの方が来場した。

事業の波及効果ということで、二日間のイベントを行った後で、若い父親の育児参画などの機運として盛り上がったかどうか、このイベントの効果についてお聞きしたい。

事務局（藤川課長）：

ファザーリング全国フォーラム in みえは、6月27日、28日の二日間で約3,100名以上の来場者に恵まれ、非常に熱のこもった意見交換が行われ、そして三重県内の方だけでなく、NPO法人ファザーリングジャパンから講師を派遣いただき、男性の育児参画、男女共同参画、女性の活躍といった観点で、全国各地の名だたる、多岐に亘る様々な分野の方々から、非常に知見の高い話を伺った。

今後、その取組をどう活かしていくかということに関しては、まだこれから検証していく部分も多いと考えているが、県では「みえの育児男子プロジェクト」という、三重の育児男子や三重の育児男子のアドバイザーをどう作っていくかという事業や、「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」という素敵な父親を表彰する事業、職場内で管理職の方がしっかりと部下の子育てを応援するという「イクボス」などの事業を実施することとしており、職場や地域でどのようにやっていけばいいかについて、いろんな局面でサポートしていただける方と連携していきたいと考えており、今回の交流の中では様々な地域でご協力いただける方も参加していただいたので、そういう方々からもアドバイスをいただきたいと思っており、また県内でもイクメン市長と言われている桑名市長や伊勢市長からも、強い決意をいただいている。県内ではそういう意識の普及も少しずつでも広まってきているのかなと感じているところである。

行政・企業・NPOの方々、いろんな方々が、いろいろな取組を始めており、県としてはそれを何とか結んでいきたい。まだまだ具体的にどうするかと言われると課題はあるが、しっかりとつなげていきたいと思っている。

平松委員：

私も会社を経営しているが、職場の中では「親父が子どもの面倒を見る」ことについては世代ギャップというのか、やはり私もそうだが「子どものことで休むの？」という空気もあるのが事実である。30代の若い男性社員は子どもの授業参観や入学式・卒業式にぜひ参加したいと考えている。しかし私

にとっては「おいおいそなん行くのかい」というのが正直な話である。その感覚の違いを小さな会社でも埋めていくのは私どもとしての課題であるが、機運としては事前に連絡さえもらえばその日は半日なり休めるムードは作っていかうかと思っている。そういったギャップはまだ非常に強いところがあるので、ぜひ頑張っていたきたいと思っている。

長友委員：

どうしても「少子化」というところだけ注目すると、やれ結婚せえ、妊娠せえ、出産せえ、というふうになってしまいがちだが、結婚、出産、妊娠が大前提として施策が推し進められると、排除される方もいるので、公的なセクターがやればやるほど、そこのところへの配慮が必要になるのではないかなと思う。先ほどお話にあったフィンランドでは、そういった事情への配慮というのでも進められているので、そこは同時に併せてやっていく必要があるのではないかな。

それから、予算額では、「少子化対策」の予算と、例えば次の「障がい者の自立と共生社会づくり」の予算は、ざっくりいうと17分の1くらいの予算の開きがある。なので、並列して書いてあると非常にすごいことをやっているのかなと思いがちだが、実は冷静に予算ベースで見る必要がある。これについて、例えば隣県でいうと滋賀県は以前から障がい者福祉についてかなり熱心なところであるが、障がい者福祉に力を入れているから少子化対策につながっているという側面がある。実際に滋賀県の人口増というのはそういった側面から増えているところもはっきりあるので、ただ単に分けて考えてしまうのではなくて、障がい者福祉の充実も少子化対策につながるという側面についても併せて見ておく必要があるのではないかなと思う。それぞれリンクさせて重層的に進めていくことも可能ではないかなと思ひ発言させていただいた。

事務局（宮川次長）：

26 ページの予算額は、資料に記載している事業の予算額を計上した額を掲載しており、この資料で示している事業以外にもたくさんの事業がある。例えば障害者総合支援法に基づく県負担分だけでも60億円超であり、27ページの高齢者福祉に関しても、記載している事業以外に介護保険の県負担分だけでも200億円を超えている。

事務局（藤川課長）：

前段の話について、今三重県では「少子化対策推進県民会議」を設置し、子ども・少子化対策計画（仮称）を策定中である。その中の計画策定の原則において、「家族形成は当事者の判断が最優先される」ということで、結婚や妊娠、出産に関しては当然それぞれの価値観が最優先されると考えている。

出逢いたい・結婚したい人、子どもを産みたいけど産めない人、あるいは子育てしたいけど様々な理由で子育てできない人、そういう人のために県としては支援をしていこうと考えているので、ご理解のほどよろしく願いしたい。

(4) 健康福祉部所管の計画改定等の予定について

<資料8に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

特になし。

【その他】

藤井委員：

小学校に勤めているが、今年度の入学式に児童の父母が参加している数はほぼ100%である。母親だけの家庭でも、祖父母が参加するので、極端な場合には一人の児童に両親、祖父母が参加している状況である。

男性の育児参画の機運が非常に高まっているというのが数字上から見て取れるが、父親が行事に参加するから育児に関して積極的になっているかという点、一概に言えないところがある。こういうイベントには顔を出すんだけど、なかなか実際の育児には参画していないという父親もたくさんいるので、県の事業でそういった機運を高めていくことをしていただくと同時に、学校においてもそのような方向で保護者に啓発をしていきたいと、今日参加をさせていただいて感じたところである。

井村委員長：

P T A 活動への参加状況についてはどうか？

藤井委員：

都会の方ではP T A 会長は女性がずいぶん増えてきた。男性が参加する機会が減ってきているところもある。

井村委員長：

私もP T A 会長をしていたことがあるが、男性がP T A に参加するということが自体が少なく、一生懸命啓発したが難しかった。P T A 活動に参加すると子どもの教育や遊びにも興味を持つと思う。学校としては父親を何とかP T A 活動に引っ張り込むというようなことが必要だと思う。

藤井委員：

実際に父親が参加すれば「良かったな」という感想が多い。父親の子育てに関するつながりというのは日常的になかなかないので。

木下委員：

今の時代は、産むだとか結婚するだとかそういうことは非常に個人的な問題なので、それを行政がバックアップするというのはどうなのかと私自身違和感があるが、でも時代的な必要性かなと感じている。

それから、少子化問題にしても女性問題にしても高齢者の問題にしても、全部が重層的に関わってくるので、説明を受ければ少子化対策は健康福祉部だけがやっているわけではないということは分かったが、例えば「他の課のこういうところが扱っていますよ」というのを資料に入れていただくと、もうちょっと私たちの判断基準も広がるのかなと思う。

非常に難しい時代だと思う。私たち一人一人が非常に多様であり、ある意味一人ずつの違った考え方に対応することは不可能だと思うし、それゆえに担当がここの部署だけということはありませんので、ぜひそういう重層的な関わり方を面として、点としてではなく面として広げてやっていただきたい。それに対する話を私たちにも聞かせていただければと思う。

事務局（栗原次長）：

少子化対策は全庁的に取り組んでいるところであり、その取りまとめが少子化対策課となっている。そういった資料もあるので、本日提出できればよかったが、次回以降こういう機会に、そういった資料を用意してお話しさせていただければと思う。

木下委員：

非常に中身が濃くて、一つずつ質問をしていると際限なく時間がかかってしまうと思う。性教育に関してもここにすごく大きな問題をはらんでおり、それから学校教育に関しても発達障がいの子への学校の先生の対応は大変な状況になっている。時代的に放置しておけない、一つずつに苦勞を伴う問題がたくさんある。

井村委員長：

大変貴重な意見をいろいろ出していただいたので、今後の県政に反映していただきたい。

～終了～